

含蔵寺の所在地の再検討

池田正男

はじめに

都を追われた足利將軍義材が一乗谷の朝倉貞景をたよって、明応七年（一四九八）九月に越中より来訪した時、朝倉氏は含蔵寺へ入るよう書を送って指示していた。この「含蔵寺」は一乗谷の北口にあたる安波賀にあつたとするのが通説となっている。

しかし水野和雄氏は「流れ公方と公界所含蔵寺」と題して、これまでの通説を否定し、含蔵寺は越前市北小山と不老町の地境山上に所在したとの新説を出された^①。

筆者はかねてより今南西郡（越前市東部一帯）にあつた禪宗五山派寺院善応寺の追究をライフワークとして取り組んできており、この宗派に属していた竺源智裔についても考察したことがある^②。そして、この僧が閑居する含蔵寺を、通説に従い安波賀所在と信じ込んでいた。そこで本稿では水野氏の説に基づき、含蔵寺の所在地につ

いて再検討したいと思う。

一 これまでの通説

含蔵寺の所在地について、これまでの通説とされた二つの論考を取り上げておく。

まず、水籐真氏は『朝倉義景』において、『蔭涼軒日録』の「たとい朝倉御敵たるといえども、含蔵寺のことは、公界所たる上は無為たるべきか」との一文を引いた上で「話は余談になるが、一乗谷の安波賀に「もうこの瀬」と呼ばれるところがある。近郷近在で罪を犯したものが、一乗谷近くの足羽川に達し、もうこの瀬を越えて対岸の安波賀の地に渡ったならば、官憲の追跡から逃れることができるということに付いた名であるという。土地の人々は、この地に鎮座する春日神社の神域として安波賀では外部からの追求をのがれ

られたのであろうと理解している。かつて含藏寺は、朝倉貞景が將軍の敵となつて征伐を受けることになつた場合でもなお、そこが公界所、つまり世俗の権力から独立している地であるという理由でもつて、大丈夫であろうとされた。(中略)「もうこの瀬」の伝説は、恐らく含藏寺が、春日神社におきかえられて伝えられたものと思つたと記している^③。

また、松原信之氏は『越前朝倉一族』で「越中を出立した足利義尹は、九月一日に「一乗入江、唐人之在所」(阿波賀)に到着すると、朝倉小太郎教景に出迎えられて含藏寺(臨濟宗宏智派)に入寺し、伴衆も追い追いと馳せ参じた。(中略)先に示した「一乗入江、唐人之在所」とは、すなわち「一乗之阿波賀在所」(『雑事記』)であり、一乗谷川が足羽川に注ぐ入江に阿波賀はあつた。「唐人之在所」とあるから、舶来品など唐物を売買する商人の町であり、ここに、敵味方の区別のない一種の治外法権的な「公界所」、含藏寺があつた。ところで阿波賀の対岸の宿布村との間の足羽川に、今は忘れ去られたが、「もうこの瀬」と呼ぶ浅瀬があつた。江戸時代に役人に追われて宿布村まで逃げ延びてきた罪人が「もうこの瀬」を越えて阿波賀に入れば、法の追及を逃れて自由の身になれると言われてきた浅瀬であつたという。自由な商人町の「公界所」の伝統が近世まで引き継がれてきたのであろう。朝倉氏が義尹を一乗谷の城内には入れずにこの含藏寺に入寺させたことも、また細川方への注進を絶えず怠らなかつたことも、ひたすら細川政元への配慮であつた^④として

筆者は無批判にこれらの通説を受け入れてきたが、この機にこれらの通説を再検討したい。

二 水野氏の論旨

水野和雄氏は「流れ公方と公界所含藏寺」において、阿波賀含藏寺についての疑義を発表した。その要点を記しておく^⑤。

まず、足利幕府第十代將軍の事歴を紹介した上で、『大乘院寺社雑事記』の記事(後掲資料二)を挙げ、「一乗入江唐人の在所」(現在の安波賀町)近辺に「含藏寺」があつたと考えられてきた。しかし、私はこの頃「含藏寺は、味真野地域(現在の越前市)にあつた方が相応しい」と強く想うようになってきた」とし、その理由として以下の五つを挙げてゐる。

- ① 『蔭涼軒日録』の記事D(後掲)。
- ② 斯波義廉の息・栄棟喝食(「かんさう寺殿(含藏寺殿)」)を名目的な越前守護に擁立したこと。
- ③ 願宝寺(後掲資料三)と含藏寺(後掲資料五)に関する地元の伝承。

④ 『雑事記』における義材の越前国府滞在記事。

⑤ 『幻雲文集』の「悦岩栢公座元寿像」や「師淳記」の記述。

そして「以上のことから私は、「朝倉貞景は、主家であり越前守護である斯波氏一族を越前市味真野地域(古代から中臣宅守など貴族の配流地であり、継体大王潜籠の地、平保盛の城福寺、鞍谷御所、

斯波義敏館、滝川一益などの遺跡や伝説が多い)に幽閉し、常に監視していたことから、足利義尹一行も味真野(不老・北小山町)の公界所含蔵寺に留め置かれ監視されていたのではないかと想うようになった」としている。

以上が水野氏の論旨であり、朝倉氏は公界所に置き監視したとし、当地は歴史的に公界所的な地域であったことを指摘している。また別に安波賀には含蔵寺の遺構や伝承もない点を指摘している。

三 従来説の検討

まず、通説の根拠となっていた資料を挙げておく。

資料一 「もうこの瀬(宿布)」（『越前若狭の伝説』⁶）

一乗谷川と足羽川の落ち合うあたりにもうこの瀬という所がある。安波賀(あばか)から落ちのびて来た罪人が、この瀬を渡り越え、宿布へ逃げこめば、その罪は免じられた。「もうこ」とは「もはや来ぬ」と意味である。(足羽郡誌資料)

資料二 『大乘院寺社雑事記』明応七年(二四九八)九月十一日条

宗観律師申、越中御所様今月朔日越前一乗入江唐人之在所へ上下十三日にて入御。二日二朝倉小太郎参申、含蔵寺二入申、此子細京都へ注進申云々。両使祐松方ニ書状在之。一乗之阿波賀在所二入御。畠山与次郎・長江九郎次郎以下十三人御共。如常旅人。其後次第く二御共衆馳参云々。

水藤氏は『蔭涼軒日録』にある「縦雖為朝倉御敵含蔵寺事者為公

界所上者、可為無為乎」と『雑事記』の「朝倉小太郎参申、含蔵寺二入申」「一乗之阿波賀在所二入御」および「もうこの瀬」の伝承を結び付けて解釈し、「阿波賀含蔵寺」と「含蔵寺は公界所」と考えたものであろう。

松原氏ももう少し詳しく論じているが、論旨は同じである。

『雑事記』の記述は、九月一日に一行は一乗入江の唐人の在所に到着し、翌二日に朝倉小太郎が含蔵寺に入るように伝達している。そして同日に「一乗之阿波賀在所二入御」と記しているが、「阿波賀含蔵寺」の記述はない。『雑事記』の記述が誤解を生じさせているのだから。

朝倉氏は一行に含蔵寺に入るように伝達しているが、後続してくる御供衆を待たねばならない。そのため一旦安波賀に入り、御供衆の到着を待つて含蔵寺に向かった、と解釈すべきと考える。

「含蔵寺は公界所」と「もうこの瀬」の伝承を結び付けたことも、誤解を生じてしまった。

以上、これまでの通説の「安波賀含蔵寺」と「含蔵寺は公界地(アジュール)」は見直しが必要となってきたと考える。

四 含蔵寺殿及び含蔵寺について

含蔵寺の寺号は、長享元年(二四八七)と翌年に月舟寿桂の詩文に初めて確認される。一方の含蔵寺殿は、鞍谷氏の名跡を継いだ斯波義廉の息子の法号であり、その初出は明応六年(二四九七)の元

服の記事である。貴種の息は出生するとすぐに法号を付ける習わしがあった。

義廉息は文明十三年（一四八二）に越前入りしており、その六年後に寺名が出てくる。貴種の息に既にあつた寺名の法号を付けるとは考えにくいことから、鞍谷氏の名跡を継いだ後に法号と同じ含蔵寺が新たに建立されたか、あるいは既にあつた寺院の寺号を改めたものだろう。

また、延徳二年（一四九〇）には歌人正広が斯波義廉の被官であつた板倉氏居宅で義廉息と対面しており、恐らく義廉息主従は鞍谷近郊に住していたと考えられる。そして明応七年（一四九八）には前方の義尹は義廉息の菩提寺たる含蔵寺に入ることになる。

五 含蔵寺所在地の検討

まずは水野氏が論拠として示した地元伝承を記しておく。

資料三 「願宝寺」（『不老の里』⁷）

文永三年（一二六六）僧澤源禪師の開基といわれる願宝寺は、禪宗の山寺にして二九〇年の間法灯を継がれたが、弘治元年（一五五五）不幸にして焼失した。願宝寺は大將軍宮背後の丘陵地、尾根を界に西側は小山村に面し、山峰より稍西方に位置する所にあつた。この山一帯は古墳が多く従つて山寺のあつたことも不思議ではない。この頂きは視界甚だ好く、東南にかけては細長く尾根が伝つて茶臼山に通じ、西の眺望は遠くまでのび

て、南は味真野、北は戸ノ口辺りまで映る。砦としてはやや低いが、府中に通じる街道の赤坂峠の付近で便宜もよく、集落の鬼門に当たる災除けとして、又街道の守護仏としても果たしたことである。南北朝（一三四一）の戦乱に巻かれた時勢には官軍の武将、茶臼山城を死守した船田昌氏公の戦略で先鋒兵の見張り所としても格好の地点だけに重要視された願宝寺でもあつた。願宝寺を西へ下りた小山村を流れる川を、雁蔵川（現鞍谷川）と昭和になつても通称された。ここに架かる橋を今も願宝橋と名付けられている。

資料四 願宝寺由緒の典拠

前掲『不老の里』は『今立郡不老村の伝説実証』に「文永三年に僧澤源禪師の開基にかかる禪宗の寺、貯水池の山上にあり、文永三年は紀元一九二六年、弘治元年に焼亡ス、二二一五年、二百九十年間ありたり」とあるのを典拠として記したようだ。また不老茶臼山での船田昌氏公の討死の記事などと共にある。また『不老区ノ歴史』にも同じような記載があるが、これは前出の記事を写している。また大瀧区では願宝寺は大瀧寺の僧坊の一つとの伝承があつたようだ。これを裏付けるかのように当遺跡は大瀧寺奥の院は鬼門裏鬼門の方角にあり、本坊跡は大瀧寺奥の院の方向に向いている。

資料五 不老の含蔵寺跡（『すぎさきのむかしばなし』¹⁰）

不老のつつみの上方には寺院遺跡がある。ここはガンゾウジ（含蔵寺か）があつた。そして鞍谷川をガンゾウ川と呼んだ。小山でもこの川を同様な呼び方をしている。ちなみにこの事は小山

含蔵寺殿・含蔵寺関係年表

和暦	西暦	事項	典拠
文明11年5月27日	1479	小原者板倉被官、板倉者斯波義廉被官。	晴富宿祿記
文明13年10月6日	1481	越前国ハ甲斐者一人も無之云々。治部大輔息申合、持是院妙純可為主従之由治定云々。旁以朝倉可持国中也云々。	雑事記
文明13年11月4日	1481	今日故孝景百ヶ日也。六日本屋ニ可移住云々。屋形治部大輔義廉息八十日可入国云々。	雑事記
長享元年	1487	寓含蔵寺次竺源老人韵	幻雲詩彙第二
長享2年	1488	春初次某少年韵寄越之含蔵翁	幻雲詩彙第二
延徳2年7月23日	1490	二十三日夕、板倉備中入道宗永所にて右兵衛佐義廉の子息栄棟喝食対面中、盃の次に一首詠し侍て、(後略)	松下集
延徳3年6月晦日	1491	渋川殿一義廉一越前息	雑事記
延徳3年10月26日	1491	洞春院々々斎竺源伝語云。就越前州御動座老僧進退可任尊意。当院大檀那者二条家也。毎月白疏銘、小檀那者朝倉也。雖然一所亦寄進無之。新豊庵檀那者飛鳥井家也。毎月白疏銘。老僧当院住持来十二月期満矣。当院末寺越前含蔵寺以順番老僧当住持也。於越前門徒寺所々有之。朝倉非本願檀那。一乱以來皆杖朝倉無為也。縱雖為朝倉御敵含蔵寺事者為公界所上者、可為無為乎云々。	藤涼軒日録
明応6年11月26日	1497	武観参仕の儀式覚書、かんそう寺殿御えほし御沓形にてめされ候、名御太刀にて御礼可申上由被仰候て、御礼申上候、人数次第・・則御つほねへめされ御盃被下、ことに御ふくくたされ候、・・かんそう寺殿と申ハ武衛之御事也。	諏訪家文書
明応7年9月2日	1498	宗観律師申、越中御所様今月朔日越前一乗入江唐人之在所へ上下十三日(人カ)にて入御。二日ニ朝倉小太郎参申、含蔵寺ニ入申、此子細京都へ注進申云々。両使祐松方ニ書状在之。一乗之安波賀在所ニ入御。畠山與次郎、長江九郎次郎以下十三人御共。如常旅人。其後次第々ニ御共衆馳参云々。	雑事記
明応7年10月26日	1498	格阿ミ自越前罷上、公方事外無威勢、以外御作法也云々。國中ニ御座。コウ。	雑事記
年不詳	1518	悦岩稻公座元寿像、・・悦岩稻公座元、初居越之少林山妙法寺。々曾羅兵殿。然後置回春院於国之國府、今之相公避乱、久寓此院。遂揮台翰、書龍門字賜公。因改回春為龍門也。	幻雲文集
永正15年7月3日	1518	月舟寿桂、含蔵堂上和尚の請う(前右金吾子春公居士三十三忌陞座)	月舟和尚語録
享祿元年8月3日以前	1528	贊高岩座元像、號高岩、含蔵竺源和尚徒也。..今也瑞庭玉藏主、承于竺源的嗣芳春老人。	幻雲文集



図1 地籍図

から不老に養子に來られた加藤称三郎氏(現当主利美氏)から確認している。

次に伝承地の地籍を確認しておく。地籍図には北小山の山地五十一字岸造(ガンゾウ)、田地七字下岸造、南小山山地二十一岸造、田地九字岸造、十字下岸造がある。このように山地の北端一帯とその山裾の鞍谷川右岸一帯が「岸造」の字名が付いている。恐らく含蔵寺のガンゾウの転化と考えられる。

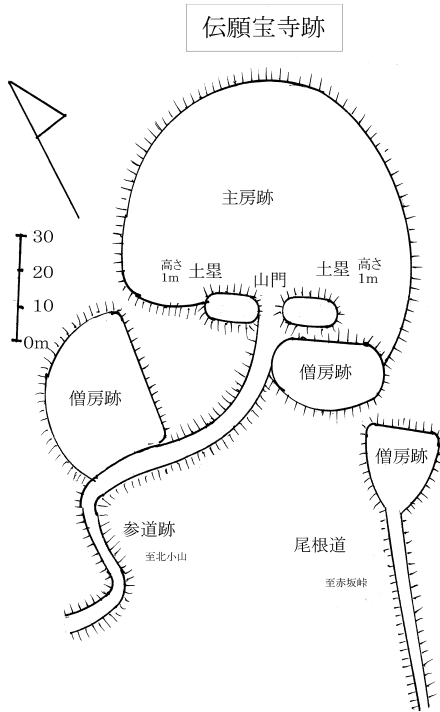


図2 遺跡概図

また次に遺跡概図として示した標高一三〇mの山上には寺院遺跡と見られる遺構がある。南北に長さ二〇m高さ二m程の土塁があり、その中央には掘り下げられた参道と見られる遺構がある。恐らく山門跡と考えられる。土塁の内側(東方)には横五〇m、奥行三〇mほどの平地があり、土塁の外側(西方)には右方(南側)に僧坊跡らしき開墾地が二ヶ所、左方(北方)には同開墾地が一ヶ所ある。右方開墾地の下方からの延びる参道らしき遺構があり、左方開墾地からは南方に不老と北小山に通じていた赤坂峠に向かう尾根道が延びている。これも参道であった可能性がある。また山麓から鞍谷川岸までの間が岸造地籍であることから、寺院の下坊或は鞍谷氏被官の居住地であった可能性が考えられる。

ところが「城蹟考」は「朝倉家 氏家将監、北小山村ヨリ五町計子方山上ニ東西二十間南北十八間計之所有、自福井六里計」とし、『福井県の地名』は「城跡は北小山と不老との境界山頂(一二〇メートル)にあり、旧朝倉街道を見下ろす見張台程度のものだが、遺構は残る」として「見張台」への有用性を強調している。

また松原信之氏『越前朝倉氏の研究』によれば、氏家氏は寛正四年(一四六三)には斯波義廉の被官としてみえ、文亀元年(一五〇二)、天文四年(一五三五)には鞍谷氏の代官として確認され、永祿十一年(一五六〇)に漸く朝倉義景に臣従したという。

以上を踏まえれば、氏家氏は含藏寺殿に帯同して板倉氏と共に斯波義廉から鞍谷氏に入ったとみられ、朝倉氏への臣従は遅く元龜年間と見られる。よって「城蹟考」や『福井県の地名』の見解は朝倉氏に臣従した後のことと考えられる。

筆者は含藏寺殿が鞍谷に入った時に氏家氏も帯同し、含藏寺が建立した頃、ここに居住したのではないかと推考する。なお、当遺跡には堀切など軍事的遺構は確認できなかった点も付記しておく。

また朝倉氏の保護を受ける立場の鞍谷氏は、朝倉街道の監視など朝倉氏に対して僭越なことはしないであろうと思う。よって監視所の設立は氏家氏が朝倉に臣従した時代以降ではないかと考える。

以上検討してきたように、当遺跡については願宝寺と含藏寺の伝承があり、「城蹟考」では氏家将監の館跡としている。しかし氏家将監は永祿十一年に朝倉義景に臣従したとあるから、当遺跡を朝倉街道の監視用として用いたのはこの頃以降であると考えられる。次

に願宝寺と含蔵寺と二つの寺号伝承がある点については、初めは大瀧寺の僧坊として創立されたが、そこを鞍谷氏の名跡を継いだ斯波義兼息の棟栄喝食つまり含蔵寺殿の菩提寺として寺名を変えて、曹洞宏智派の竺源智裔を入寺させたものと考ええる。

六 含蔵寺の公界地について

前述の通り、従来の通説は「もうこの瀬」と『雑事記』の不明瞭な記述を飛躍して解釈したことにより、「安波賀に含蔵寺があり、そこは網野善彦氏という公界地つまりアジールである」と解釈されてきた。しかし、伊藤正敏氏⁶⁾や網野氏⁷⁾が取り上げる「公界」の用例はさまざまであり、決して無縁（アジール）と同義ではない。

筆者は『蔭涼軒日録』における「公界」の用例、つまり鹿苑僧録（五山派の禪寺禅僧の管理行政を行う）の実務を補佐（各寺院からの上申を僧録に披露し、僧録が將軍に披露して決済された結果を奉行して各寺院や個々の僧に執達する役目）する蔭涼軒主による用例を正確に把握しない限り、妥当な理解が得られるとは言えないと考える。以下に『日録』の「公界」及び関連事項の用例を抜き出して検討してみたい。

〔A〕長享二年（一四八八）十二月二十七日条

南庄補任事、早々可被成之由、崇寿江預口入者為幸。愚云、崇寿院主不例也。江之御陳歳暮之御礼亦欠之。来晦日東府之御礼亦可見欠之也。不例若取直者、集山中諸老以評議可成補任之由被白。若私塔頭者可為院主之計。開山塔事者公界所之故、

〔B〕長享三年（一四八九）九月十二日条

非一人之計処也。雖然切々被督之可然云々。（傍線筆者、以下同）
宝渚門徒雲章和尚小師也。宝渚開山者奇山和尚也。奇山者聖一國師俗姪也。以故國師讓之。以常樂庵并普門寺。奇山之後兩師共為公界所也。

〔C〕延徳二年（一四九〇）十一月二十七日条

是者来月十二日、南禅寺開山大明國師二百年忌也。開山塔天授庵無縁在所也。然間仏事等甲斐々々敷儀無之。此二通有御免者可出官錢。如是時者例而御免之。去々年普明國師百年忌、公帖二通御免。同年龍湫和尚百年忌、亦兩通有御免。当年愚老塔頭開山百年忌、亦二通有御免。以如此之例白之。

〔D〕延徳三年（一四九一）十月二十六日条

往洞春院々主裔竺源伝語云。就越前州御動座老僧進退可任尊意。当院大檀那者二条家也。毎月白疏銘、小檀那者朝倉也。雖然一所亦寄進無之。新豊庵檀那者飛鳥井家也。毎月白疏銘。老僧当院住持来十二月期満矣。当院末寺越前含蔵寺以順番老僧当住持也。於越前門徒寺所々有之。朝倉非本願檀那。一乱以来皆仗朝倉無為也。縦雖為朝倉御敵含蔵寺事者為公界所上者、可為無為乎云々。

〔D〕延徳三年（一四九一）十一月十九日条

来七日勤行衆已前内々雖定之如先規、公界仁可請之如何。予云、去々年常徳院殿小祥忌勤行衆十員、皆門徒衆勤之。蔭涼代古今欠之者始也。

〔F〕延徳四年（一四九二）三月四日条

去月廿八日左京兆浦作宅御出。御座敷位、右辺左京兆、物部神六、阿戸部〔公界者〕、左辺坂東、宗益、

まずは〔B〕から検討する。聖一國師の俗姪・奇山和尚の開山となる「常楽院と普門寺を公界所とする」と決したとあるが、ここでは公界所の概念は捉え難い。

次に〔C〕では「南禅寺開山塔天授庵は無縁の在所」とあって、南禅寺開山の二百年忌が迫ってきているが、この庵は経済的に裕福ではないので、公帖を二通出して、官銭を充てることに決したとある。すなわち南禅寺開山塔はアジュールたる無縁所でないことは明らかだ。

次に〔A〕では桃源和尚は不例であるのに「若取直者、集山中諸老以評議可成補任之由被白」「若私領者可為院主之計、開山塔事者公界所之故、非一人之計處也。雖然々被督之可然」と蔭涼軒主は主張している。そして長享三年七月二十一日には相国寺の維那衆との訴訟問題となってきた。その後延徳元年（一四八九）十月二日には桃源和尚が退院となり、訴訟は決着した。この訴訟については「相国寺維那衆蜂起」として蔭木氏の論考に譲る。¹⁹⁾

〔A〕の問題は開山塔たる崇寿院には領地があり、その領地の補任も加わるため経済的な利害が絡む問題があった。その後、十月晦日の条では「公帖事雖督之、未書立自杉江方以使者云、崇寿院々事、已然以仁寿軒被仰出、無失念可有登庸之由」その補任を巡ってのことたごも記されているが、崇寿院々主は公帖を以て任免されていた。

以上、〔A〕では、相国寺の開山塔「崇寿院を公界所」と記し、私塔頭ならば院主の計らいで決してもよいが、開山塔は公界所なので勝手に計らいを決してはならないとする。

また〔E〕では、慈照院（相国寺内）の来七日勤行衆は以前の先規の通りに「公界の仁」も勤行に加わっていたが、最近は皆門徒衆が勤行している。公界の仁はこれを請けるかと迫っているとし、門徒衆に対する公界の仁との対比で記されている。ちなみに『日録』では門徒の用例に「愚云、小門徒也不可道¹⁸⁾」とあって、「小門徒」つまり自分の徒弟であるから逃げることはできないと記していることから「門徒衆」は「徒弟衆」の意であると解せられる。

次いで〔D〕の含蔵寺の記述を見てみよう。竺源の言うには「將軍の越前への御動座について私の進退は蔭涼軒主の意に従う。なお洞春院の大檀那は二条家であり、小檀那は朝倉家である。しかしながら朝倉家からは一所の寄進も受けていない。新豊庵の檀那は飛鳥井家である。竺源は洞春院住持が来十二月に満期となり、洞春院末の含蔵寺は竺源が住持となる順番となっている。越前には門徒寺つまり度弟院は所々にある。朝倉は本願檀那ではなく、一乱以来朝倉とは一切無為を保っている。例え朝倉は御敵であったとしても「含蔵寺は公界所」であるので無為であるべきだ、とある。この記述だけでは公界所とは如何なる定義であるかを捉えにくい。

さらに〔F〕では、右京兆の座敷での着座順の「阿戸部」の箇所に「公界者」と補記しており、これは芸能者を指している。

以上みてきたように、〔A〕相国寺の開山塔院主は官寺たる公帖で

任免されていた。よって「開山塔事者公界所」の記述は崇寿院が所謂公界寺を指す用例ではない。またこの用例は私塔頭での処断に対比して用いられており、ましてや開山塔院主不在の場で山中の諸老が補任に就いて評議して決すべきでない主張している。

また[C]南禅寺開山塔では「無縁」と記して、檀那や信徒を持たないことを指しているように思う。且つ[E]「公界の仁」は門徒衆つまり徒弟衆に対比して記されている。

以上、「公界」の用例にはアジールの意味以外の使われ方をして

いる。
よって[D]「越前には宏智派の門徒寺（徒弟院）があり、洞春院や新豊庵は朝倉氏とは無縁つまり関わりが無い。よって洞春院末の含藏寺も朝倉氏とは関わりを持つ寺院でないため、朝倉氏が御敵になったとしても、何も手出しをしないであろう」と竺源智裔が述べたと考えるものである。つまり「含藏寺は公界所」はアジールたる無縁や所謂公界寺の意ではなく、「朝倉氏とは関わりを持たない」意の「無縁」ではないかと推考する。

ちなみに、宏智派の開祖の別源円旨は朝倉氏の援助を受けて朝倉氏の拠点であった安居に弘祥寺を建立し、朝倉の法会は同寺で催されることが多い。また別源は今南西郡に善応寺を建立した。しかしここは朝倉氏の地盤ではなく別の檀越によって建立したものである。延徳元年十一月に竺源智裔の努力で新豊庵末の善応寺は漸く諸山位を得たが、この交渉に朝倉氏の援助は見受けられない。そして[D]の延徳三年より四十八年後の天文八年に驢雪鷹瀟の時に漸く善

応寺で朝倉氏の法会が行われたのであった。

延徳三年時点では朝倉氏は越前の実質的な領主たる地位を得て間もない時期であり、竺源は善応寺の長老であるから前述の事情からみて朝倉氏に持つ感情が現れた言動であろうと考えるものである。

そして朝倉氏が流れ公方を含藏寺へ入ることを勧めたのは、それより七年後のことであった。

なお『蔭涼軒日録』には、亀泉集証が蔭涼職に就いた時点から竺源智裔が「洞春竺源」や「善応老人」として頻出する。恐らく亀泉とは蔭涼職着任以前からの付き合いがあったのであろう。

謝辞

水野和雄氏の論考を目にしてから、直接氏から定説の典拠となる論考や疑問点など多くの示唆を頂いた。厚く御礼申し上げます。

注

(1) 水野和雄「流れ公方と公界所含藏寺」(『たんなん夢レディオ』一五六号、二〇二〇年)。

(2) 拙稿「中世禅宗寺院越前善応寺について」(一)〜(四)「若越郷土研究」三七巻五号、三八巻一・二六号、一九九二〜一九九三年)。

(3) 水藤真「朝倉義景新装版(人物叢書)」(吉川弘文館、一九八六年)二七〜二八頁。

(4) 松原信之「越前朝倉一族新装版」(新人物往来社、二〇〇六年)九四〜九六頁。

- (5) 注(1)
- (6) 杉原丈夫編『越前若狭の伝説』(松見文庫、一九七〇年)一三七頁。
- (7) 不老の里語り部編『不老の里 前篇』(不老公民館、二〇〇五年)一〇七頁。
- (8) 服部善好談、服部慶寿筆『今立郡不老村の伝説美証』(一九四〇年。越前市今立図書館蔵)。
- (9) 飯田栄助講演写『不老区ノ歴史』(一九四一年。越前市今立図書館蔵)
- (10) 拙著『すぎとさきのむかしばなし』(私家版、二〇一七年)一六頁。
- (11) 『武生市史資料編 小字名一覧』(武生市役所、一九八二年)「付図その1」。
- (12) 杉原丈夫・松原信之共編『越前若狭地誌叢書 上巻』(松見文庫、一九七一年)一八一頁。
- (13) 『日本歴史地名大系第十八巻 福井県の地名』(平凡社、一九八一年)四五三頁。
- (14) 松原信之『越前朝倉氏の研究』(三秀舎、二〇〇八年)四六一―四六二頁。
- (15) なお余談となるが、北小山の最長老である山岸漢氏によれば、同山地の山際に「山王権現」と称する平地がある。伝承によれば、この御堂で村の寄合をしたとのことであり、南小山二十二字山王はこれに由来するらしい。当所は山上の寺院遺跡からは裏鬼門に当たる位置にあり、山上寺院の守護神が祀られていた可能性がある。なお、神社誌等には山王権現の記事は無いが、寛政年間の坂野二藏著『越前志』(越前市中央図書館庭本文庫)の北南小山村氏神に「外に甚右衛門氏神に中比拵へ王子御前と云。今絶る」との記載が見える。
- (16) 伊藤正敏「戦国大名と無縁・公界・楽」(水野和雄・佐藤圭編『戦国大名朝倉氏と一乗谷(環日本海歴史民俗学叢書一)』(高志書院、二〇〇二年)。
- (17) 網野善彦「公界という語」(網野「無縁・公界・楽 増補版」(平凡社ライブラリー)平凡社、一九九六年)。
- (18) 『蔭涼軒日録』延徳二年四月五日条。
- (19) 蔭木英雄『蔭涼軒日録―室町禅林とその周辺』(そして、一九八七年)。

含藏寺関係年表

和暦	西暦	事 項
文永3年	1266	僧擇源禪師、通称赤坂峠の山上に禅宗願宝寺を創建す（不老区伝承）
文安元年閏6月	1444	美濃守護代富島氏、土岐持益に討たる。以降斎藤入道宗円（越前入道）が美濃守護代となる
宝徳2年9月	1450	斎藤宗円殺害される
長禄4年5月	1460	斎藤利永（宗円息）死去。利藤（利永息）を補佐して妙椿（利永弟）が活躍する
寛正4年3月	1463	氏家四郎左衛門尉は斯波義廉の被官（藤涼軒日録）
文政元年7月	1466	足利義材生誕。土岐政房（承隆寺殿）生誕
応仁元年1月	1467	応仁の乱始まる
応仁2年この頃	1468	妙法寺焼失
文明3年5月	1471	朝倉、東軍に寝返る
文明3年8月	1472	朝倉、鯖江上野・新庄保鴨宮で甲斐と戦闘
文明9年11月	1477	妙椿を頼って義視・義材美濃へ下る（義材十一歳）
この頃		悦岩□柏座元、回春院を建立
文明11年3月	1479	回春院瑞穂、朝倉家臣と共に清水寺に奉加す
文明11年5月	1479	板倉は斯波義廉被官。（晴富宿祢記）
文明12年2月	1480	斎藤妙椿死去、美濃文明の乱勃発（義材十四歳）
この頃		妙法寺再建
文明13年7月	1481	朝倉孝景（代七代）死居
文明13年10月	1481	斎藤妙純の調停で義廉の息を名目的な主人として推戴し越前に迎え入れる
文明13年11月	1481	義廉息、越前入国
文明18年7月	1486	朝倉氏景（第八代）死去
長享元年1月	1487	義材、美濃で元服（義材二十一歳）
長享元年	1487	含藏寺の初出（幻雲詩藁第二）
延徳元年4月	1489	義視・義材美濃より上京
延徳元年11月	1489	善応寺諸山位を得る
延徳2年7月	1490	足利義材、第十代将軍に就く
延徳2年7月	1490	歌人正広、板倉邸で義廉息茶禪喝食と対面（松下集）
延徳2年閏8月	1490	義材、美濃承隆寺を十利位を要求す
延徳3年3月	1491	細川政元が越後下向の途中に回春院で一泊す。光玖が応対す
延徳3年10月	1491	竺源智喬、朝倉御敵となり、含藏寺入寺を藤涼職に相談
明応2年4月	1493	義材、細川政元と戦い捕る。朝倉勢一万余細川方となって義材を京に連れ戻る（義材二十七歳）
明応2年6月	1493	義材、越中へ逃亡す
明応3年1月	1494	慈観院光玖死去
明応5年6月	1496	土岐政房（承隆寺殿）、美濃守護着任
明応6年11月	1497	斯波含藏寺殿、御答形の間に元服す
明応7年8月	1498	足利義材、名を義尹と改める
明応7年9月	1498	義尹越中より越前含藏寺に入る
明応7年10月	1498	義尹越前府中に滞在か。（雑事記）
この頃		義材、回春院を龍門寺と改める。（幻雲文集）
明応8年7月	1499	義尹府中を発し敦賀に約四ヶ月滞在。（師淳記）
明応8年11月	1499	義尹十一月十三日漸く近江に向かう。近江で戦い河内へ敗走し、周防に居す
文亀元年4月	1501	氏家三郎左衛門は鞍谷氏の代官（府中奉行入連誓状）
永正4年6月	1507	細川政元暗殺される
永正5年6月	1508	義尹復位す。（義尹四十二歳）
永正9年3月	1512	朝倉貞景（第九代）、死去
永正10年11月	1513	義尹、名を義種と改める
永正15年7月	1518	月舟寿桂、前右金吾子春公居士三十三忌陞座を含藏堂上和尚に請う（月舟和尚語録）
永正15年9月	1518	月舟寿桂、善応寺入寺
永正16年6月	1519	土岐政房（承隆寺殿海雲宗寿大禪定門）死去
大永元年3月	1521	義種、細川高国の専応を憤慨し、出奔
大永2年7月	1522	龍門寺瑞安、越智山造営料を寄進する
大永3年4月	1523	義種、阿波で死去（寿五十七歳）
享禄元年8月3日以前	1528	含藏の最後出資料。含藏竺源和尚徒（幻雲文集）
天文4年2月	1535	氏家美作守は鞍谷氏代官（藤五郎国末名田頭職請文）
天文5年4月	1536	美濃承隆寺諸山位を得る
弘治元年	1555	願宝寺焼失（不老区伝承）
永禄11年5月	1560	氏家左近将監、義昭朝倉亭御成の際、辻警固す
元亀元年ころ	1570	大瀧寺、巻数之事歳暮分として氏家石見守に贈る